

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成28年8月23日（平成28年（行情）諮問第512号）

答申日：平成29年2月6日（平成28年度（行情）答申第716号）

事件名：国家安全保障会議資料等規則の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「国家安全保障会議資料等規則」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月10日付け閣安保第367号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に至る経緯について

審査請求人が行った「国家安全保障会議の【九大臣会合】会議規則。＊平成26年4月9日付け閣安保第138号で特定された後に改定されたものがあればその全て。『行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令』別表でいう『七 電磁的記録』があれば、それを希望。」との開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき本件対象文書を特定し、原処分を行った。

2 本件対象文書について

本件開示請求に係る「国家安全保障会議の【九大臣会合】会議規則」とは、平成25年12月4日に国家安全保障会議の九大臣会合で決定された会議規則であり、当該会議規則は、平成26年4月9日付け閣安保第138号で特定したものである。

本件対象文書は、平成26年4月9日付け閣安保第138号で特定した会議規則から、改定等がなされた文書である。

3 原処分の妥当性について

本件対象文書中、不開示とした部分は、審議に資するための資料又は情報を国家安全保障会議に提供する事項を定めたものである。

これらを公にした場合には、国家安全保障会議の有する情報関心及び審議事項が明らかとなり、その結果として国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるほか、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

なお、平成26年4月9日付け閣安保第138号に対する審査請求の答申（平成26年度（行情）答申第539号）においても、諮問庁がなお不開示としている部分と同様の部分については、不開示とすることが妥当であるとされている。

以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記3のとおり本件対象文書について開示の是非を慎重に判断したと認められるところである。

5 結語

以上のとおり、本件対象文書を特定し、本件対象文書につき、法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は妥当であり、維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年8月23日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月6日 | 審議 |
| ④ 平成29年1月20日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年2月2日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、国家安全保障会議資料等規則である。

諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分（1枚目の本文8行目ないし24行目）には、国家安全保障会議設置法6条1項及び国家安全保障会議資料提供等手続規則1条に基づき、内閣官房長官及び関係行政機関の長が国家安全保障会議に提供する資料又は情報について、その具体的な内容等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する重要事項及び情報関心が推察され、敵対する勢力から妨害・対抗措置を講じられるなど、国家安全保障会議の審議及び政府の情報収集活動に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久